

事業の説明

資料2

空き家利活用推進事業

○空き家・空き地バンク登録奨励金

宗像市空き家空き地バンクに登録し、売買の専任媒介 契約を結んだ空き家に対して、奨励金を交付するもの。 (奨励金の交付は地区等の制限あり) 令和3年度20件を想定

〇建物状況調査奨励金

空き家バンク登録された空き家について、建物状況調査 を実施した際に奨励金を交付するもの。

〇空き家相談会、セミナーの実施

令和2年10月に発足した福岡県空き家活用サポートセン ター。県が開設したセンターで市と協力し て空き家の相談会やセミナーの開催を予定。



空き家対策推進事業

〇自治会と連携した空き家の見守り

自治会と空き家の所有者が連絡を取り合える関係を構築。 また、自治会から申告のあった空き家の所有者に管理意 識を啓発する文書(お願い)を送付。 毎年120件程度送付

○宗像市老朽空き家等除却促進事業 NEW

老朽による部材の落下のおそれがあるなど危険な空 き家等の除却を促進するため、老朽空き家等除却に 係る費用の一部を補助するもの。

除却に要した額の1/3(上限30万円)を補助 令和3年度9件を想定

〇宗像市空家等及び空地の対策の推進

空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、法に 基づく措置を行ってきたが、法の解釈では対応が出来な い事例に対応できるようにしておく必要が生じている。

⇒「空家等」、「空地」一体的な対策が必要。

所有者の調査方法や緊急安全措置について条例の制定を 検討。

空家等対策計画に沿って利活用と対策の両面から取り組む

